

免除

大原則 領域内では排他的管轄権 パルマス島判決 判例 28

主権免除

名称 国家免除 国家の裁判権免除 定義：藤田 p. 348

根拠 なぜ免除が認められる？

起源 各国特有の事情

免除の範囲 絶対免除か制限免除か

絶対免除の難点 The Schooner Exchange 判例 19 Parlement belge 藤田 p. 348

英米も制限免除主義へ

日本 横田基地訴訟 資料

制限免除主義の問題点 基準がはっきりせず 藤田 p. 350

困難な例 フォンテーヌブロー労働裁判所 2002年2月5日判決

区別をめぐる最近の問題 「非商業的不法行為」

免除共有主体 国・連邦支分国？・地方公共団体？・国営企業？

ナウル公債事件 資料

Aschenbrenner v. Conseil régional de Haute-Normandie、851 F.Supp.580 (1994)

執行の免除 藤田 pp. 354-355.

外交特権免除 外交関係に関するウィーン条約

外交官とは ムルアカ問題 資料

特権免除の根拠 制度の存在理由

問題を起こした外交官についてはどういう対応が可能か

39条2項の意味

国家元首・外務大臣の免除

ピノシェ 判例 78

判決 免除剥奪の理由

- ・拷問は国家の機能でないから
- ・免除の放棄があった
- ・重大な国際犯罪の場合は免除なし

カダフィ事件 2001年3月13日破毀院判決 ピノシェ事件との差

Yerodia 事件 国際司法裁判所 2002年2月14日判決